

第1 全ての人々が安全で安心して暮らすことができる社会の実現

【性犯罪・性暴力への対応】

- ・ 刑法改正法の速やかな成立と円滑な施行・広報啓発
- ・ 関係省庁の緊密な連携、日本版D B Sの導入検討加速化 等

【様々な困難を抱える方々に寄り添った司法の実現のための取組み】

○ 総合法律支援の一層の強化

- ・ ひとり親世帯がより利用しやすい支援の速やかな実施
- ・ 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設 等

○ 「こどもまんなか」子の最善の利益を守るための養育に関する運用の改善

○ 子どもに対する人権擁護活動の推進

- ・ 子どもに直接手を差し伸べるための人的・物的体制の強化及び質的向上 等

【新たな被害者を生まないための取組み】

○ 矯正処遇の充実強化

- ・ 受刑者に応じた改善更生のための柔軟な処遇、人的・物的体制の整備 等

○ 更生保護の充実強化

- ・ 「息の長い」支援のための保護司等民間協力者との連携や支援の拡充、体制整備 等

【経済安全保障分野等におけるインテリジェンスの強化】

- ・ 情報収集・分析機能の強化のための人的・物的体制の大幅な強化、専門人材の育成
- ・ 政府内だけでなく、諸外国・関係機関・民間との連携の一層の強化 等

第2 デジタル化の一層の推進

○ 司法分野のデジタル化の推進

- ・ 民事、刑事司法分野及び裁判外紛争解決手続（ADR）のAI利活用を含むデジタル化
- ・ 法テラスのDXによる抜本的改革、民事判決情報のデータベース化の強力な推進

○ 法務行政のデジタル化

- ・ 不動産登記業務と住基ネットとの連携のためのシステム整備の推進
- ・ 「氏名の振り仮名」法制化に伴うデジタル化と国民への丁寧かつ適切な周知
- ・ 更生保護のアセスメントにおけるAIの活用
- ・ デジタル技術を活用した要注意人物を上陸させない仕組みの整備
- ・ 司法試験、法令外国語訳その他の法務行政のデジタル化に向けた取組みの推進 等

第3 日本型多文化共生社会の実現に向けた取組みの強化

- ・ 在留外国人を総合的に支援するコーディネーター制度の創設
- ・ 民間支援団体等と連携した情報発信強化・アウトリーチ支援の充実
- ・ 外国人受入環境整備交付金の拡充 等

第4 司法外交の戦略的推進

○ 「司法外交」閣僚フォーラムの成果展開

- ・ 日ASEANの連携と法制度整備支援の強化
- ・ 司法インフラ整備支援等を通じたウクライナ復興支援
- ・ ASEANとG7の人材育成等を通じた連携強化 等

○ グローバル・サウスへのアウトリーチ

- ・ 寄り添い型の法制度整備支援の南アジア、太平洋島嶼国、中央アジア諸国への拡大 等

○ 民商事分野における国際ルール形成主導・国際仲裁の活性化・国際法務人材育成

司法制度調査会2023提言
～歴史の分岐点における「司法」の役割～

令和5年4月27日
自由民主党政務調査会
司法制度調査会

目次

| | |
|---|----|
| はじめに..... | 1 |
| 第1 全ての人々が安全で安心して暮らすことができる社会の実現..... | 2 |
| 1 はじめに..... | 2 |
| 2 性犯罪・性暴力への対応..... | 2 |
| 3 様々な困難を抱える方々に寄り添った司法の実現のための取組み | 3 |
| 4 新たな被害者を生まないための取組み..... | 8 |
| 5 経済安全保障分野等におけるインテリジェンスの強化..... | 10 |
| 第2 全ての人にとって身近で利用しやすい司法・法務行政を実現する ためのデジタル化の一層の推進..... | 12 |
| 1 司法・法務行政分野におけるデジタル化の必要性..... | 12 |
| 2 司法分野のデジタル化..... | 12 |
| 3 法務行政のデジタル化..... | 14 |
| 第3 日本型多文化共生社会の実現に向けた取組みの強化..... | 16 |
| 1 在留外国人に対する支援の現状と課題..... | 16 |
| 2 具体的施策..... | 16 |
| 第4 司法外交の戦略的推進..... | 19 |
| 1 「歴史の分岐点」における法の支配の浸透に向けて..... | 19 |
| 2 「司法外交」閣僚フォーラム(日ASEAN特別法務大臣会合、G7 司法大臣会合、ASEAN・G7法務大臣特別対話)の成果展開..... | 19 |
| 3 司法インフラ整備支援を通じたグローバル・サウスへのアウトリ ーチと連携強化..... | 21 |
| 4 民商事分野における国際ルール形成主導・国際仲裁の活性化..... | 21 |
| 5 国際法務人材育成..... | 21 |
| おわりに..... | 23 |

はじめに

当調査会は、内外の社会情勢が一段とめまぐるしく変化する中、これまで、時代の要請に即した具体的施策の提言を行ってきたが、今を生き、未来を生きていくわが国の人々のため、変わる事のない信念を貫き目指してきたものがある。それは、すなわち、「法の支配」や「基本的人権の尊重」といった普遍的価値が広く浸透し、全ての方が安全で安心して暮らすことができる社会の実現である。

現下の情勢に目を向けると、国内では、未曾有の新型コロナウイルス感染症がもたらしたものとして、非対面・非接触によるサービスの広がりやテレワークの定着をはじめ、デジタル化が急速に進展する一方で、子どもやひとり親世帯、適法に在留する外国人等脆弱な立場にある方々が、物価やエネルギー価格の高騰等と相まって、ますます困難な立場に追い込まれている。国外では、昨年2月にロシアがウクライナに侵攻し、第二次世界大戦以後保たれてきた普遍的価値に基づく秩序の破壊という暴挙に及び、我々は、今、「新たな戦前」とも指摘される歴史の分岐点に立たされている。

わが国には、有史以来、大陸や南方等から海を渡ってきた先達らとともに手を携えて国創りを行ってきた歴史がある。「和をもって貴しとなす」に象徴されるように、我々日本人は、わが国のみならず世界の中で、お互いを認め合い、尊重し、助け合いながら生きてきた。確かに、国内外を取り巻く環境は厳しい。しかし、それは、難局を乗り越え、わが国に根ざした、多様性を認め包摂された社会を実現する絶好の機会でもある。

こうした観点を踏まえ、当調査会は、昨年12月から本年4月にかけて合計7回の議論を重ねた成果として、次の「4つの柱」の提言を行う。

《4つの柱》

- 第1 困難を抱える方々に寄り添った具体的な施策及び経済安全保障等のための取組み等を通じ、全ての方が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を追求すべきである。
- 第2 司法・法務行政におけるあらゆる分野でデジタル化を進め、全ての人にとって身近で利用しやすい司法・法務行政を実現すべきである。
- 第3 出入国在留管理庁が司令塔となり、関係省庁にしっかりと横串を刺すとともに地方公共団体や関係団体と連携し、日本型多文化共生社会の実現に全力で取り組むべきである。
- 第4 イコールパートナーシップに向けた連携強化、司法インフラ整備を通じたウクライナ支援及び国際的なルール形成主導のため、司法外交を戦略的に推進すべきである。

第1 全ての人々が安全で安心して暮らすことができる社会の実現

1 はじめに

当調査会では、2021年提言及び2022年提言において、「誰一人取り残さない社会の実現に向けた取組みの推進」をテーマとして取り上げ、様々な課題に対処するための施策を提言してきた。

こうした施策は、継続的に取り組むだけでなく、施策の効果を検証し、改めるべきは改め、社会で暮らす様々な人々が真に求めているものとしていく必要がある。当調査会が心血を注いできた性犯罪・性暴力への対応は、今国会に提出された刑法等の改正を含む二つの法律案により、大きな節目を迎えようとしている。子ども、ひとり親世帯及び犯罪被害者等、様々な困難を抱える方々に対しては、より積極的に、司法の手を差し伸べなければならない。懸念国によるわが国のデータ、技術、製品の不正な獲得を狙う動きは、わが国及び社会を構成する全ての方々の暮らしへの重大な脅威であり、その封じ込めは喫緊に対処すべき課題である。

これらの課題は、いずれも全ての人々が安全で安心して暮らすことのできる社会を実現する上で必ず克服しなければならないものであり、以下の取組みを迅速かつ積極的に進めていく必要がある。

2 性犯罪・性暴力への対応

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく傷つけ、その心身に長年にわたり重大な苦痛を与え続けるものであり、その根絶は喫緊の課題である。

性犯罪については、平成29年に成立した「刑法の一部を改正する法律」の附則において、事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加えることとされており、性犯罪の罰則規定等について、被害の実情をはじめとする事案の実態に即したものとする必要がある。

当調査会は、これまで、累次にわたり、性犯罪に対処するための刑事法の整備に向けた取組みを迅速に進めることを提言してきたところであり、令和5年2月、法制審議会から法務大臣に対して答申され、同年3月、同答申の内容を踏まえて立案された性犯罪に対処するための二つの法律案が国会に提出された。これらの法律案では、暴行・脅迫、心神喪失・抗拒不能要件の改正、いわゆる性交同意年齢の引上げ、公訴時効期間の延長等を行うほか、性的姿態の撮影行為やその画像等の提供行為に係る罪の新設等を行うこととされている。今後、法律案が成立した場合には、円滑な施行に万全を期するとともに、その趣旨

及び内容について広く一般に周知するための広報啓発に取り組むべきである。

また、当調査会が令和2年に行った緊急提言を受けて政府において策定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、令和4年度末までの集中取組み期間において「生命の安全教育」の推進やワンストップ支援センターの充実強化等の各種施策が進められたところであるが、引き続き関係省庁が緊密に連携し、例えば、子どもを性暴力等から守る環境整備として日本版DBS（無犯罪証明書）の導入の検討を加速化するなど、性犯罪・性暴力根絶のための取組みを更に前に進める必要がある。

3 様々な困難を抱える方々に寄り添った司法の実現のための取組み

(1) 総合法律支援の更なる強化

日本司法支援センター（法テラス）では、複合的な要因から生ずる社会的な問題に対して、関係機関・団体等との緊密な連携のもと、法的支援にとどまらない総合的支援のための取組みを一層推進するとともに、ひとり親世帯や犯罪被害者等をはじめとして、これまで十分な支援が行き届きづらかった方々への支援の拡充を実現するため、人的・物的体制の強化を図る必要がある。その際、法テラスから弁護士等に支払われる報酬等が低廉であるため弁護士等の「法テラス離れ」とも言うべき事態が生じているとの指摘にも留意すべきである。

ア 現状と課題

(ア) より身近で利用しやすい民事法律扶助の実現

民事法律扶助における立替金の償還の在り方等に関する現行の運用が、利用者にとって負担となっているという指摘、とりわけ、ひとり親世帯にとって子を養育する上で民事法律扶助における立替金の償還が負担となっているという指摘があることを踏まえ、その運用を見直し、より身近で利用しやすいものにする必要がある。

(イ) 犯罪被害者等に寄り添った切れ目のない支援の実現

犯罪被害者等は、被害直後から、精神的・身体的に重大な被害を被っている中で、民事・刑事に関連する対応や報道機関への対応等、様々な対応を余儀なくされるにもかかわらず、そのような犯罪被害者等の心情等に寄り添った十分な総合法律支援の取組みが必ずしもなされていない現状にあることを踏まえ、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、切れ

目のない継続的かつ包括的な支援及びこれに対する経済的な援助を実施するなど、総合法律支援の拡充を図る必要がある。

(ウ) 法的支援のみにとどまらない総合的支援が必要とされる社会的な問題への対応

特定の宗教等を巡る問題でお困りの方々に対する総合的支援のための取組みに万全を期すことはもとより、それらを通じて得られた関係機関等との連携の枠組や、総合的支援のための取組みに関するノウハウ等を発展させ、今後も、社会の中で複合的な要因から新たに生起し、顕在化する社会的問題に対して、総合的支援による被害の実効的な救済を図っていく必要がある。

イ 具体的施策

(ア) ひとり親世帯がより利用しやすい支援の実施等

養育費の確保に困難を抱えるひとり親世帯への支援を拡充するための方策として、例えば、義務教育対象年齢までの子を扶養するひとり親が民事法律扶助制度を利用する場合、可能な限り速やかに、償還免除の要件の1つである資力回復困難要件を一律に満たすものとして償還免除の拡大を図るなど、ひとり親世帯が養育費を子のために用いることができるよう、より身近で利用しやすい支援を実施していく必要がある。併せて、ひとり親世帯への新たな支援に関する運用等も見定めながら、民事法律扶助制度全体についても、より利用しやすいものとなるよう、立替金の償還の在り方等を含めた検討を進めるべきである。

(イ) 犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

犯罪被害者等は、被害直後から、精神的・身体的に重大な被害を受けている中で、捜査機関や加害者側への対応、各種申請手続、裁判手続等に追われるほか、社会的耳目を集める事案ではマスコミへの対応を迫られるなど、法的手段やこれに付随する様々な対応を余儀なくされるところ、これらを犯罪被害者等自らが対応することは困難であり、弁護士が一括して代理人となって対応する必要性が高い。

そこで、総合法律支援の枠組みの中で、犯罪被害者等が、こうした様々な対応について、弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられるようにするとともに、これに対する経済的援助を実施するために新たな制度(犯罪被害者等支援弁護士制度)をできるだけ速やかに創設すべきである。

(ウ) 社会的な問題に対する総合的支援のための取組みの推進

特定の宗教等を巡る問題における総合的支援により培ってきた関係機関等相互間のネットワークやノウハウを活用し、これらを発展させ、社会で複合的な要因から生起し、顕在化する新たな社会的問題についての確に把握し、その総合的解決を図るため、法テラスに設置した特定施策推進室を中心とする支援策の企画・立案や関係機関等とのネットワークに基づく総合的支援策の実施等の取組みを一層推進していくべきである。

(エ) 総合法律支援の拡充のために必要な法テラスの体制強化

上記各施策を実現して総合法律支援の拡充を図るには、その中核的役割を果たす法テラスの組織基盤を一層強化していく必要がある。これらの具体的施策を実現することの重要性に鑑み、その早期実現に向けて、法テラスの人的・物的体制を十分強化するべきである。

(2) 子の最善の利益を守るための運用の改善

ア 離婚等に伴う子の養育等に係る現状と運用改善の必要性

わが国では、近年、親の離婚を経験する子どもは毎年約20万人にも及ぶと言われる。父母は、その離婚後もその双方が子の養育に責任を持つべきであり、養育費の支払や適切な形での親子交流の実施により、子どもが父母双方から愛されていることを実感できるものとするのが、その健やかな成長にとって重要である。しかし、現状では養育費の支払率や親子交流の実施率は低調にとどまる上、離婚後の共同養育・共同親権が国際潮流となっていることも踏まえると、こうした離婚後の子どもの養育に関する状況を速やかに改善する必要がある。

この点、父母の離婚後の子どもの養育に関する法制度については、令和3年2月から法制審議会において調査審議が進められており、法制度の検討を加速化することが必要である。

その上で、その法改正を待つことなく、「こども」を「まんなか」に据えるという観点から、こども家庭庁が主導的役割を果たし、政府全体で、運用上の改善を積極的に実施することが必要である。

イ 具体的施策

父母の離婚後の子どもの養育の在り方に関する法制度の見直しについて、政府は、子ども本位の立場から、より一層のスピード感をもって検討するとともに、その法改正後には、その内容について国民の理解を得て円滑に施行するため、各府省庁や各地方自

治体と協力し、綿密な準備活動や環境整備を行っていくべきである。

これらと並行して、現行法の枠内でできる運用上の取組みを加速すべきである。例えば、養育費を支払うのが当たり前であるという認識や、適切な形での親子交流の実施が子どもの健やかな成長にとって重要であるという認識を社会全体に定着させるための周知広報等の様々な取組みについては、その内容をより一層充実させつつ、引き続き実施していくとともに、離婚後養育講座の受講や共同養育計画の作成等の諸外国における取組についても、積極的に取り入れていくべきである。

更に、各地方公共団体におけるひとり親支援の取組みについては、政府としてもこれを後押ししていくべきである。具体的には、法務省の調査研究で実施するモデル事業において有効と認められたひとり親支援の取組みについては、政府全体で積極的に横展開するなどした上で、迅速に実施すべきである。

こうした取組は、わが国の未来を担う子どもの利益を確保することを目的とするものであり、今年4月に発足したこども家庭庁は、これまでの厚生労働省における取組みを引き継ぎ、これを更に拡充するだけでなく、政府全体の取組みの加速化に向けて主導的役割を果たしていくべきである。

(3) 子どもに対する人権擁護活動の推進

ア 子どもを取り巻く深刻な人権状況と課題

近年の子どもを取り巻く状況は、学校におけるいじめの認知件数及び児童相談所における児童虐待対応件数ともに過去最多を更新し、SNS・インターネットを通じたいじめも増加傾向にある。また、特定の宗教を巡る問題を端緒として、宗教2世・3世に対するいじめ、虐待、貧困等の問題も顕在化したところである。子どもを取り巻く状況は、このように深刻な状況にあるため、これまで以上に声なき声に耳を傾けて、実効的な被害の救済につなげる取組みが必要である。

イ 具体的施策

困難な状況にある子どもを誰一人見過ごすことなく救いの手を差しのべるため、「人権教室」等の人権啓発活動を通じて子どもに気付きを与えるとともに、要保護児童対策地域協議会等の既存の地域ネットワークを積極的に活用して、子どもからのSOSを

早期に把握し、必要とされる支援の内容に応じたきめ細かな対応を行う必要がある。

そのため、法務省の人権擁護機関や法テラス、こども家庭庁その他関係機関相互の連携を強化する必要がある。例えば、文部科学省におけるGIGAスクール構想により子ども一人一台のタブレット端末が配布されているところであるが、このタブレット端末に、子どもからの相談を受けることができるアプリケーションを導入することが考えられる。

加えて、子どもに直接救いの手を差し伸べる人権擁護委員や法務局職員、法テラス職員等の人的体制及び物的体制の強化だけでなく、こうした職員らに対する研修を充実させ、対応体制の質的向上も図っていく必要がある。

(4) 犯罪被害者等施策の一層の推進

当調査会では、犯罪被害者等施策の一層の推進を図るためにPT（「犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT」、以下「犯罪被害者等施策PT」という。）を立ち上げ、犯罪被害者等に対する経済的支援の在り方等を中心として、犯罪被害者等から実情をうかがうとともに、支援者や有識者から御意見をうかがい、政府説明を受けるなどした上で、支援が犯罪被害者等に真に寄り添ったものとなっているかについて議論を重ねた結果、現在の犯罪被害者等に対する施策が、犯罪被害者等基本法3条3項の理念はもとより、あまねく犯罪被害者等が等しく支援を受ける「権利」を有する旨規定した同条1項の理念の実現にも及んでおらず、国になお果たすべき責任があるという厳然たる事実を浮き彫りにした。

こうした現状を踏まえ、犯罪被害者等施策PTでは、基本法制定から20年の節目を迎えるにあたり、今一度犯罪被害者等基本法の基本理念に立ち返り、いかなる被害原因であったとしても、どこに居住していたとしても、犯罪被害者等が等しく支援を受けられ、かつ、支援を享受しようとする犯罪被害者等の視点に立ち、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、その置かれている状況に応じた必要な支援を適時適切に享受できるようにするため、犯罪被害給付制度の抜本的強化、犯罪被害者等支援弁護士制度の創設、国における司令塔機能の強化等を内容とする提言を取りまとめた。

政府は、犯罪被害者等基本法3条の基本理念を速やかに実現し、国の責務を果たすよう、この提言に従った施策を強力に推進すべきである。

4 新たな被害者を生まないための取組み

(1) 再犯防止に向けた矯正・保護業務の現状と課題

新たな被害者を生まない安全・安心な社会を実現するためには、犯罪をした者等の再犯防止を図ることが肝要であり、政府においては、これまでも再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に基づく「再犯防止推進計画」に掲げられた諸施策に取り組むこと等を通じ、刑務所出所者の2年以内再入率を16%以下にするという数値目標を達成するなど一定の成果を挙げてきた。一方で、依然として刑法犯検挙者に占める再犯者率は高止まりしており、犯罪をした者等が、それぞれの抱える問題性に応じた「息の長い」支援を受けられるようにすることなど、再犯防止施策の一層の充実が求められる。

また、再犯防止施策を推進するに当たっては、犯罪をした者等に犯罪被害者等の被害の実情を直視させ、反省・悔悟の情を深めさせることが重要である。令和4年6月に成立した刑法等の一部を改正する法律には、罪を犯した者等の改善更生・再犯防止を図るため、拘禁刑の導入や、犯罪被害者等の心情等を踏まえた処遇の充実に資する諸制度が盛り込まれている。

法務省においては、関係府省庁や関係団体とも連携し、犯罪をした者等に対する処遇の実務を担う矯正施設、保護観察所等において、改正法により導入されるこれら諸制度が円滑かつ効果的に実施されるよう取り組むべきである。

(2) 矯正処遇の充実強化

ア 改善更生のための柔軟な処遇等の推進

拘禁刑により、刑事施設における作業の法的位置付けが変わることも踏まえ、受刑者に義務付ける作業の必要性を十分に理解させることが重要である。また、社会復帰後の自立や就労を見据え、実社会で必要となる社会性や様々な能力を養成する作業等の新たな形態の作業を導入するほか、雇用ニーズ等をも踏まえながら、職業訓練の内容や作業報奨金の在り方等の見直しも進めていく必要がある。

また、改善指導については、拘禁刑の導入を見据え、再犯防止を一層推進するため、一般改善指導と特別改善指導の更なる充実

を図りつつ、作業と組み合わせて効果的に実施していくとともに、個々の受刑者のニーズに応じた社会復帰のための支援をより一層充実・強化すべきである。

その他、個々の受刑者の特性を的確に把握して、作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇等を推進するため、法改正により受刑者に対する少年鑑別所の鑑別の対象年齢が拡大されたことを踏まえ、少年鑑別所の鑑別を効果的に活用し、処遇調査の一層の充実を図る必要がある。

イ 犯罪被害者等の心情等を考慮した処遇の推進

矯正施設における犯罪被害者等の心情等の聴取・伝達制度は、犯罪被害者等の心情等に十分に配慮し、犯罪被害者等が利用しやすいものとなるよう、その周知の在り方も含め、周到な準備を進める必要がある。また、聴取した犯罪被害者等の心情等を受刑者等に個別具体的に伝達すること等により、受刑者等に犯罪被害者等の心情等への理解を深めさせ、謝罪や被害弁償等の具体的な行動を促す指導を実施していくべきである。

ウ 体制整備

上記ア及びイの各施策の実現には、研修等を通じて、職員一人ひとりの意識改革や指導力の向上を図っていくとともに、その実現に必要な職員や教室等の確保といった人的・物的体制の整備も着実に実施すべきである。

(3) 更生保護の充実強化

ア 「息の長い」社会復帰支援の推進

犯罪をした者等が地域において孤立することなく生活の安定が図られるよう、刑事司法手続の入口から出口、地域に至るまでの支援をシームレスにつなぎ「息の長い」社会復帰支援を推進することが必要である。そのため、改正後の更生保護法に基づく更生緊急保護の拡充、刑執行終了者等に対する援助及び更生保護に関する地域援助等に着実に取り組むことができるよう、保護観察所の保護観察官の役割や業務量の増加に応じた実施体制の整備を図るとともに、保護司活動に対する地方公共団体の支援の充実及び保護司活動の経済的な負担の軽減に努めるべきである。

更に、更生保護施設退所者等への「息の長い」支援として更生保護施設により実施されている訪問支援事業の実施施設の拡充や保護司等の民間協力者と関係機関・団体との支援ネットワークの構築等を行う更生保護地域連携拠点事業の拡充を図るべきである。

イ 犯罪被害者等の思いに応える更生保護の取組みの推進

改正後の更生保護法において、保護観察等の措置をとるに当たり、犯罪被害者等の心情、その置かれた状況等を十分に考慮すべきことが明記された。保護観察所は、犯罪被害者等の心情等を聴取・伝達する制度等の犯罪被害者等施策を充実させるとともに、保護観察を受けている者に対し、犯罪被害者等の被害回復等に誠実に努めるよう必要な指導を行うなどの処遇の充実を図ることにより、犯罪被害者等施策と加害者処遇を連動させて、犯罪被害者等の思いに応える更生保護の取組みを推進するべきである。また、これらの取組みを適切に行うため、研修の充実等を通じて職員意識改革と資質向上に取り組むとともに、保護観察所等の体制整備を図るべきである。

5 経済安全保障分野等におけるインテリジェンスの強化

(1) 経済安全保障分野におけるインテリジェンスの強化

ア 経済安全保障分野におけるインテリジェンスの重要性と課題

安全保障上の脅威は、現在、経済安全保障やディスインフォメーション・影響工作、サイバーセキュリティといった非伝統的な分野に拡大し、かつ、その脅威が相互に重複して存在し、政府の重大な意思決定に影響を与えかねない。また、ディスインフォメーション・影響工作等は、関係諸国・関係機関との関係悪化を招き、わが国の国益を害することにつながりかねない。これらの新たな脅威に対処し、政府が的確な意思決定を行うためには、質が高いインテリジェンスが不可欠であり、わが国の経済インテリジェンスをはじめとするインテリジェンス機能の強化は喫緊の課題となっている。

イ 具体的施策

(ア) 情報収集・分析機能の強化

経済安全保障を確保するには、わが国が保有する技術・データ・製品等の流出リスク、経済威圧のリスク、基幹インフラを巡るリスク等に関するインテリジェンスが不可欠であるため、公安調査庁は、これら経済インテリジェンスの強化に加え、ディスインフォメーション・影響工作やサイバー空間等における脅威にも対応できるよう、ヒューミント（人的情報）及びオシント（公開情報）の収集・分析機能を強化すべく、人的・物的体制の大幅な強化と、長期的視野に立った専門人材の育成を喫緊に行うべきである。

(1) 関係機関との連携、官民連携の強化

経済安全保障に係る関係機関の取組みや国際連携に資するとともに、不正競争防止法等のあらゆる関係法令を駆使して経済安全保障を脅かす事案に適時適切に対処できるよう、公安調査庁は、経済産業省等の政府機関を含む国内外の関係機関との連携を一層強化すべきである。例えば、わが国の経済安全保障を脅かす者について出入国在留管理庁が厳格な入国・在留審査を行うことができるよう、同庁との連携を一層強化すべきである。

また、企業・大学等からの技術等の流出を未然に防止するため、企業・大学等との官民連携を強化し、公安調査庁と企業・大学等との間で技術流出の事例や経路・留意点等についての知見を共有する取組みを更に強化すべきである。

(2) サイバー分野におけるインテリジェンスの強化

ア サイバー分野におけるインテリジェンスの重要性と課題

サイバー攻撃が常態化し、その高まる脅威は、国家の安全保障に影響するに至っている。わが国がサイバー安全保障分野での対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させ、サイバー攻撃に適時・適切に対応するには、サイバー分野での高度なインテリジェンスが不可欠であり、サイバー攻撃に対するインテリジェンス機能の強化は喫緊の課題である。

イ 具体的施策

(ア) 情報収集・分析機能の強化

サイバー安全保障を確保する上で、サイバー攻撃の未然防止を含めた対応が重要であり、サイバー分野におけるインテリジェンス機関の情報収集・分析能力の強化が求められるため、公安調査庁におけるヒューミント（人的情報）及びオシント（公開情報）の機能を拡充すべきである。

(イ) 官民及び諸外国との連携強化

サイバー攻撃の未然防止や被害拡大防止のため、公安調査庁と企業・大学等の連携を強化するとともに、国境を越えて展開するサイバー攻撃に関する情報を共有するため、外国のインテリジェンス機関との連携を強化すべきである。

第2 全ての人にとって身近で利用しやすい司法・法務行政を実現するためのデジタル化の一層の推進

1 司法・法務行政分野におけるデジタル化の必要性

情報通信技術の飛躍的な発展と新型コロナウイルス感染症がもたらした非対面・非接触の要請などを背景に、社会のあらゆる分野において急激にデジタル化が進展しており、司法・法務行政分野においてもデジタル化の要請に応えることは当然である。

当調査会では、これまで、身近で利用しやすい司法にする観点から、デジタル化に関する累次の提言を行ってきたが、今後も、よりスピード感をもってデジタル化に向けた取組みを行うべきである。その際、司法・法務行政分野は、わが国に暮らす全ての人の基本的な権利・義務に密接に関わるものであるから、「誰一人取り残さない」という観点にも留意しつつ、目指すべき姿とそれに至るスケジュールを明確に設定した上で、以下の施策を進めるべきである。

2 司法分野のデジタル化

(1) 民事司法分野のデジタル化

民事・家事関係の裁判手続のデジタル化は、国民の司法アクセスを向上させ、ひいては国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために必要不可欠である。

民事訴訟手続については、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」が令和4年5月に成立し、民事訴訟手続以外の民事・家事関係の裁判手続については、令和5年3月、「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」が今国会に提出され、現在、審議中である。これらの手続につき、法で可能とされたデジタル化を全て円滑に実現できるよう、環境整備を速やかに行う必要がある。

(2) 裁判外紛争解決手続（ADR）のデジタル化

デジタル技術を活用して ADR をオンライン上で実施する ODR は、デジタル社会を支える司法インフラとして、今後、その重要性が急速に高まっていくと考えられ、関係者の取組みを今後も強力に後押ししていく必要がある。法務省が実施した認知度調査結果によれば、ADR・ODRの認知度が不十分であることが明らかであるため、関係機関と連携し、情報発信の在り方を抜本的に見直すとともに、認知度調査を引き続き実施するほか、既存のADR・ODR検索サイトの改善等、利用者にとって効果的な情報発信のための基盤整備を早急に行う必要がある。

(3) 刑事司法分野のデジタル化

刑事手続について、書類を電子データで作成し、オンラインでこれらを発受し、捜査・公判における手続を非対面・遠隔で実施するなど、情報通信技術を活用して、手続の更なる円滑化・迅速化を図るとともに、手続に関与する国民の負担を軽減することは、喫緊の課題である。こうした刑事手続のIT化を通じて捜査・公判に従事する人員の有効配置や関係機関との円滑な連係を図ることは、刑事司法機能の強化及び安全・安心な社会の実現にも資するものであり、一刻も早い実現が求められる。

刑事手続のIT化を実現するための法整備に関しては、法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会における調査審議の状況を勘案しつつ、その審議結果を踏まえ、令和5年度中の国会への法案提出を目指し、積極的かつ迅速に検討を進めるべきである。

また、刑事手続のIT化に不可欠となるIT基盤の整備に関しては、令和5年度の要件定義業務、令和6年度から令和8年度にかけての設計開発業務を遅滞なく実施し、令和8年度中に新システムを活用した施策を開始するよう求める。新システム構築に当たり、刑事手続の特性に鑑み、情報セキュリティと可用性の確保を不可欠の大前提とするとともに、AIの利活用、矯正施設や更生保護官署等との円滑な連係等による再犯防止施策への寄与等、将来の課題をも念頭に置いたシステムの在り方を希求すべきである。

(4) 司法分野のデジタル化推進のための基盤整備

ア 法テラスのデジタル化

司法分野のデジタル化を推進する上で、司法アクセスの向上を図る役割を担う法テラスのデジタル基盤の整備・強化が急務である。法テラスでは、令和5年4月、デジタル人材を配置したDX推進室を新設し、同室を中心として、各種手続等のIT化による業務の効率化や、情報提供・法律相談等におけるデジタル技術の活用による利便性の向上を図るとともに、民事裁判手続等のIT化にも対応していくこととしている。こうした法テラスのDXによる業務の抜本的改革を着実に進めるため、必要なデジタル人材や情報システム等、人的・物的体制の更なる整備・強化を図るべきである。

イ 民事判決情報のデータベース化

民事判決情報は、国民の行動規範や紛争解決指針となり得るもので、社会全体で共有・活用すべき重要な財産であり、デジタル

化の進展に伴い更なる利活用が期待されるが、現在、裁判所ウェブサイトや商用データベース等を通じて利活用できるものは全民事判決の数パーセントにとどまると指摘されている。デジタル化された民事訴訟制度の運用開始を見据え、民事判決情報をより広く国民に提供するための基盤整備として、そのデータベース化を強力に推進すべきである。

3 法務行政のデジタル化

(1) 不動産登記業務のデジタル化

わが国では、所有者不明土地（登記簿上、所有者やその所在が不明の土地）が2割以上に及び、これが公共事業・民間取引等に深刻な影響を与えており、所有者不明土地の発生予防のための抜本的対応として、不動産登記情報の最新化を図るべく、令和3年の不動産登記法改正において、相続登記等の申請義務化や、他の公的機関とのシステム間での情報連携の仕組みの構築を前提として、登記官が職権で、住所等変更登記を実施する制度の創設等の措置が講じられたところである。これらの新制度のもとで、不動産所有者の氏名・住所の異動があった場合に、これをできる限り迅速かつ確実に登記に反映できるよう、住基ネットシステム等から適時・適切に異動情報の通知を受けるための効率的なシステム整備と運用の整備を着実に進めることを求める。

(2) 「氏名の振り仮名」法制化に伴うデジタル化

近年、ベースレジストリの整備を推進する方針が定められたこと等を背景として、行政機関の情報システムにおける検索及び管理の能率向上等を可能にするため、氏名の振り仮名を戸籍の記載事項とする改正法案が、今国会に提出されている。この法案では、既に戸籍に記載されている者の振り仮名の収集を含め、令和6年度を目途に確実に氏名の振り仮名を戸籍に記載することが求められていることから、戸籍情報システム、戸籍情報連携システム、住民基本台帳システム及び附票システム等の各改修を迅速に実施するとともに、国民に対する個別通知を丁寧かつ適切に行う必要がある。加えて、国民への周知・広報も十分に実施すべきである。

(3) 保護司活動を含めた更生保護行政のデジタル化

保護司活動のデジタル化は、保護司の減少傾向が続く中、その負担を軽減し、保護司活動を時代に即したものとするための重要課題である。また、「刑事手続のIT化」に対応し、保護観察所と関係機関等との情報発受をオンライン化する観点から、更生保護行政全体

のデジタル化が不可欠である。更に、デジタル化により情報の利活用を促進し、その際にA I技術を活用してアセスメントを一層的確に行うことも期待される。そこで、保護司専用ホームページ“H@（はあと）”の機能を拡充し、保護司活動のデジタル化を推進するとともに、更生保護行政のデジタル化を図るためのシステム構築やアセスメントにおけるA I技術の実装に向けた取組みを推進すべきである。

(4) 出入国管理行政のデジタル化

2030年に訪日外国人旅行者数6000万人を目指す政府目標の達成に向けて、一層の円滑かつ厳格な出入国管理を実施するための施策を講ずる必要がある。また、令和元年7月からオンラインによる在留手続を開始し、その後、所属機関等の職員だけでなく外国人本人も手続利用を可能とし、順次対象となる手続等も拡大しているところ、在留外国人及びわが国の受入先の利便性を高めるため、オンラインによる在留手続の更なる対象拡大や「GビズID」の活用等、デジタル化を積極的に進めるべきである。他方、要注意外国人の入国を確実に阻止するため、例えば、デジタル技術を活用するとともに航空会社・関係諸国と連携し、渡航認証制度の導入を検討するなど、本邦に向けて渡航しようとする要注意外国人を航空機に搭乗させない仕組みを着実に整備することを求める。

(5) 司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化

より多くの有為な人材が法曹を志望するよう環境整備を推進する一環として、プロセスとしての法曹養成の要の一つを担う司法試験及び司法試験予備試験において、デジタル化を迅速かつ強力で推進し、受験者等の負担軽減・利便性向上を図る必要がある。具体的には、C B T（Computer Based Testing）方式による試験を導入するとともに、出願手続等のオンライン化及び受験手数料納付のキャッシュレス化等を早急に実現する必要がある。

(6) 法令外国語訳のデジタル化

日本法令の外国語訳を整備して国際発信することは、日本企業の海外進出や対日投資の促進を図る上で重要な取組みであるところ、経済界からは、2021年度から2025年度までの間に1000本以上の英訳法令を迅速に公開することを求められており、これを実現するため、A I技術を活用した新翻訳システムを早期に確立して、法令外国語訳の整備を加速化させるべきである。

第3 日本型多文化共生社会の実現に向けた取組みの強化

1 在留外国人に対する支援の現状と課題

当調査会では、2022年提言においても、「日本型多文化共生社会の実現に向けた取組みの強化」と題し、中長期的な視点で在留外国人の状況に応じた受入れ環境の整備を進めることを求め、在留外国人を総合的に支援する制度の創設やわが国の社会制度等の知識を習得するための仕組み作りなど多岐にわたる施策を提言した。これを受け、政府においても、令和4年6月、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を関係閣僚会議において決定した。

冒頭に掲げたとおり、多様性を認め包摂性のある社会、すなわち、多文化共生社会は、わが国に根ざしたものである。政府は、日本型の多文化共生社会の実現に向けて、将来を見据え、わが国と外国との未来の架け橋を育成するとの視点を持ちつつ、出入国在留管理庁が司令塔となって、関係省庁にしっかりと横串を刺し、地方公共団体や外国人支援団体等の関係団体と連携・協力しつつ、取組みを着実に実施していく必要がある。

なお、日本型多文化共生社会の実現に当たっては、外国人も、日本のルールを理解し、尊重し、これを守って生活することが必要であり、政府は、外国人の受入れ環境整備にとどまらず、適正な在留管理の着実な推進にも留意し、これらを両輪とした施策を推進していかなければならない。

2 具体的施策

(1) 在留外国人を総合的に支援するコーディネーター制度の創設

在留外国人が生活する上で抱える問題は多様かつ複合的であり、当該外国人を適切な支援につなげることができる人材の存在が必要不可欠である。政府においては、そのような人材を育成し、専門性の高い支援人材として認証する制度の創設を速やかに検討して実現すべきである。

(2) 在留外国人との共生に係る啓発月間等の創設

在留外国人との共生社会の実現に向けて、わが国で生活する人が、共に社会を創っていくことの意義等についての関心と理解を深めることができるよう、例えば、政府において、「外国人との共生に係る啓発月間」(仮称)を創設し、共生社会の実現に向けた意識醸成に寄与する啓発イベントを実施すべきである。

(3) 外国人生活支援ポータルサイト及び生活・就労ガイドブックの充実

在留外国人が自らの必要とする情報を入手しやすくするとともに、官民の相談窓口において有用な情報を提供できるようにするため、外国人生活支援ポータルサイトについて、関係省庁と連携し、掲載している情報の言語数を増やすなど、更に内容を充実させるべきである。

また、政府横断的に作成されている生活・就労ガイドブックについては、デザインを見やすくするなど、在留外国人が手に取りやすいように更に工夫する必要がある。

加えて、相談窓口等でも活用されるよう最新情報を正しく反映させる必要があるため、定期的に更新を行い、日本に在留する外国人が、安全・安心に生活・就労できるようにするための基礎的な情報の周知を進めていくべきである。

(4) 情報発信強化・アウトリーチ支援の充実

言語能力やインターネット環境等の問題から、国や地方公共団体がホームページやSNS等で提供する情報に自力でたどり着くことができない在留外国人に対する情報発信の強化、更に、情報に接することができても自力で支援にたどり着けない在留外国人に対するアウトリーチ支援は、民間支援団体等のネットワーク等を活用した重要な取組みである。これらの取組みについて、実施状況を検証しながら、実施を担う団体・地域の拡大について検討すべきである。

(5) 外国人在留総合インフォメーションセンターにおけるオンライン通話相談の導入

固定電話に発信するための回線契約をせず、無線LANで携帯電話を使用している在留外国人が少なからずいるところ、そういった在留外国人にも相談しやすい環境の整備が必要であることから、在留外国人からの入国・在留手続等各種の問合せ窓口である「外国人在留総合インフォメーションセンター」におけるオンライン通話相談の導入を検討すべきである。

(6) 外国人受入環境整備交付金の拡充

在留外国人が抱える複雑な問題等に対する相談対応において、地方自治体が外国人受入環境整備交付金を幅広く活用できるよう、同交付金の利用促進に向けた広報を行うとともに、財政支援の拡充を図るべきである。

(7) 法教育の一層の推進

法教育は、自らの考えをしっかりと持ち、多様な考え方・生き方を尊重し、共に協力していく力を身につけるためのものであり、共生社会実現の基礎となるものである。そこで、わが国で暮らす人々に対し、外国人を含め、広く法教育を推進するため、新たな法教育コンテンツの開発・周知を進めるとともに、実際に教育を担う教員を含む関係機関との連携を強化すべきである。

第4 司法外交の戦略的推進

1 「歴史の分岐点」における法の支配の浸透に向けて

ロシアによるウクライナ侵略には終わりが見えず、我々は、法の支配に基づく国際秩序の枠組みが揺らぐ「歴史の分岐点」に立たされている。今こそ、我々は、法の支配に基づく国際秩序を維持・強化するべく、「司法外交」の取組みを加速させ、「法の支配」や「基本的人権の尊重」といった普遍的価値をより一層力強く打ち出さなければならない。

そこで、ASEAN諸国とのイコールパートナーシップに向けた更なる連携等の強化やグローバル・サウスへのアウトリーチ等をはじめとする以下の施策を強力に推進する必要がある。

2 「司法外交」閣僚フォーラム（日ASEAN特別法務大臣会合、G7司法大臣会合、ASEAN・G7法務大臣特別対話）の成果展開

本年は、ASEANとの関係では、日ASEAN友好協力50周年という重要な節目に当たり、また、G7との関係では、わが国が議長国であることから、わが国が国際社会において「司法外交」を展開し、「法の支配」等の普遍的価値の一層の浸透を図るまたとない機会である。そのため、「司法外交」閣僚フォーラム、すなわち、日ASEAN特別法務大臣会合、G7司法大臣会合及びASEAN・G7法務大臣特別対話の3つの会合等を通じ、以下の各施策を推進する必要がある。

(1) 日ASEAN関係の飛躍～イコールパートナーシップに向けた連携強化と法制度整備支援の強化～

わが国は、長年にわたる「寄り添い型」の法制度整備支援を通じ、ASEAN諸国における司法インフラ整備を支援し、各国の信頼を勝ち得てきた。そこで、日ASEAN特別法務大臣会合では、これまでの支援を通じて築き上げた信頼関係を基軸に、従来の支援・被支援の関係からイコールパートナーシップへの飛躍を目指し、戦略的連携を強化するとともに、支援の必要な国に対してはその拡充を行うべきである。具体的には、本会合の開催を通じてASEANとの間で特定した課題となる分野での支援・協力案件について、その実施の中心となるべき法務総合研究所、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）を人的側面・予算面から増強し、その実施に万全を期した上、ASEAN各国やASEAN事務局との新たな連携方法の構築・共同研究等を行い、新たな法制度整備支援ニーズの発掘や実施を行うべきである。

(2) 司法インフラ整備支援等を通じたウクライナ復興支援

わが国は、G7議長国として、国際社会における法の支配の推進にリーダーシップを発揮するとともに、ウクライナの戦後を見据え、ウクライナがより良い国へと復興を遂げられるよう支援していくべきである。この点、法の支配が貫徹された安全・安心なわが国の社会という世界に誇るべきソフトパワーを活かし、ウクライナの司法インフラ整備支援にわが国ならではのリーダーシップを発揮していくべきである。特に腐敗対策支援は、岸田総理とゼレンスキー大統領との間で発表された「日本とウクライナとの間の特別なグローバル・パートナーシップに関する共同声明」において、戦後復興の基盤となるべき分野としてわが国の支援が期待されていることから、G7司法大臣会合では、ウクライナ復興のための腐敗対策支援・司法インフラ整備支援について、UNAFEIとも連携し、戦後を見据えたロードマップの作成、G7をはじめとするドナー諸国による腐敗対策支援計画の策定・実施等を主導すべきである。

(3) ASEANとG7の人材育成等を通じた連携強化

上記「司法外交」閣僚フォーラムの一つ、ASEAN・G7法務大臣特別対話は、ASEANとG7の法務・司法分野の閣僚が一堂に会する史上初の会合である。アジア唯一のG7メンバーであって、ASEAN、G7のいずれとも確固たる信頼関係を築いてきたわが国ならではの取組みであり、わが国が双方の架け橋となって相互理解を促進し、普遍的価値の共有に向けてリーダーシップを発揮する必要がある。また、相互理解をより深めるため、これを一時の会合で終わらせることなく、これを第一歩として、継続的、かつ、未来につながる交流・対話が必要である。そこで、既に京都 kongress のレガシーとして実施している各種取組みに加え、ASEANとG7のそれぞれの次世代を担う若手職員等を対象とした研修の実施を通じた交流や人材育成等を行い、長期的視座を持って相互理解の促進と普遍的価値の共有を実現していくべきである。

(4) 国際機関等との連携強化

上記各取組みを着実かつ持続的に進めていくため、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）や国連開発計画（UNDP）、国際刑事裁判所（ICC）、国連地域間犯罪司法研究所（UNICRI）等の国際機関等に対し、積極的に国際法務人材を派遣することなどを通じ、連携をより一層強化する必要がある。

3 司法インフラ整備支援を通じたグローバル・サウスへのアウトリーチと連携強化

国際社会において自由主義や法の支配をより広く浸透させるためには、グローバル・サウスとの連携が不可欠である。これまでわが国は、グローバル・サウスを多く含むASEAN諸国との連携強化に大きな成果を挙げてきたところ、今後は、より広いグローバル・サウスに向けた「司法外交」を展開していく必要がある。その際、我々は、「法の支配」等の普遍的価値を一方的に押しつけるだけでは相手国の賛同が得られにくいという事実を留意し、わが国に深く根ざした、多様性を認める文化を生かし、相手国の文化や社会を尊重し、相手国の理解を得ながら進める必要がある。そのためには、わが国が長年培ってきた「寄り添い型」の法制度整備支援が重要であり、この取組みを、南アジア、太平洋島嶼国及び中央アジア諸国に拡大すべきである。

4 民商事分野における国際ルール形成主導・国際仲裁の活性化

(1) 民商事分野における国際ルール形成主導

法の支配に基づく国際社会の維持・強化のためには、民商事分野におけるグローバルスタンダードの形成と、これに基づく各国法制度の調和が有効であり、引き続き、各国の民商事分野における法制度の調和と予見可能性の向上を図っていかなければならない。

そのため、UNCITRALをはじめとする国際的なルール形成のフォーラムにおいて、事務局に法務省職員を派遣するとともに、加盟国による議論をリードし、ルール形成においてわが国がリーダーシップを発揮すべきである。

(2) 国際仲裁の活性化

国際的紛争解決のグローバルスタンダードとなっている国際仲裁の活性化も引き続き重要である。本年度末には、5年間の国際仲裁活性化方策の調査委託事業が終了することに伴い、当該事業から得られた成果や課題、責任の在り方を検証するとともに、わが国の国際仲裁を取り巻く現状を見据え、わが国における拠点整備も含めた、戦略的な視点に立った施策を実施していくべきである。

5 国際法務人材育成

上記各施策を実施する上で屋台骨となるのが、国際法務人材である。当調査会では、国際法務人材育成の必要性を繰り返し提言してきたが、法務・司法分野における国際機関で勤務する日本人職員は未だ少なく、引き続き、裾野の広い国際法務人材の育成、派遣先の確保、国際法務

分野におけるキャリアパスの構築による若手、中堅、幹部の各段階における国際法務人材の育成を戦略的に進める必要がある。

具体的には、まず、法的思考力を有し、国際交渉力・対外発信力のある国際法務人材を育成するため、若手法務省職員に対する語学研修はもとより、国際機関に短期インターンやJPOスキームによる長期派遣を行い、将来国際的に活躍できる素養を身につけた若手職員を育成すべきである。

また、国際法務人材の育成のためには、法務省の職員にとって魅力的な国際分野におけるキャリアパスが確立されていることが前提となる。そこで、法務総合研究所やUNAFEIに勤務する職員の増強及び国際機関への人材派遣を更に進めるべきである。加えて、国際金融作業部会(FATF)、国連腐敗防止条約等の相互審査において他国の審査を担当する審査員を法務省から積極的に派遣し、国際法務人材の育成機会とすべきである。

おわりに

当調査会は、多数の専門家の意見を聴取し、当調査会において意見交換を重ね、本提言を取りまとめた。

本提言に盛り込まれた諸施策が速やかに実行され、国内外において、「法の支配」や「基本的人権の尊重」といった普遍的価値が浸透した社会、すなわち、全ての人々が安全で安心して暮らすことができる社会が実現されるよう、当調査会としても力を尽くす所存である。

司法制度調査会

令和5年4月27日

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---|--|--|---|--|--|---|--------------------|--|--|--|--|--|
| 会 長 | 古 川 禎 久 | | | | | | | | | | | | |
| 顧 問 | 森 英 介 金 田 勝 年 松 島 みどり 宮 沢 洋 一 | | | 棚 橋 泰 文 石 田 真 敏 葉 梨 弘 猪 口 邦 子 | | | | 田 村 憲 久 上 川 陽 子 | | | | | |
| 会 長 代 理 | 奥 野 信 亮 | | | | | | | | | | | | |
| 副 会 長 | 赤 澤 亮 正 義 家 弘 介 越 智 隆 雄 橋 本 岳 平 松 本 洋 之 小 林 鷹 昌 司 西 田 昌 司 | | | 城 内 実 伊 藤 忠 彦 小 泉 進 次 郎 平 口 洋 仁 盛 山 正 久 宮 崎 政 宏 石 田 昌 宏 | | | 鈴 木 淳 司 大 塚 拓 亨 土 井 秀 樹 牧 原 健 治 中 西 貴 司 山 下 波 宏 文 滝 波 宏 文 | | | | | | |
| 事 務 局 長 | 本 田 太 郎 | | | | | | | | | | | | |
| 幹 事 | 黄 川 田 仁 志 津 島 淳 介 務 台 俊 介 | | | 田 所 嘉 徳 藤 原 崇 弘 三 谷 英 弘 | | | 田 畑 裕 明 堀 内 詔 子 宮 路 拓 馬 | | | | | | |
| 事 務 局 次 長 | 泉 田 裕 彦 保 岡 宏 武 加 田 裕 之 広 瀬 めぐみ | | | 深 澤 陽 一 古 庄 玄 知 山 本 啓 介 | | | 塩 崎 彰 久 友 納 理 緒 | | | | | | |

司法制度調査会2023活動状況

① R4.12.14 司法制度調査会

- 司法制度調査会役員（案）及び検討テーマ（案）について
- 国際民商事法分野への戦略的貢献に関するヒアリング
 - ・ アナ・ジョバンブレ 国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）事務局長

② R5.1.20 法務部会・司法制度調査会

- 性犯罪に対処するための刑事法の整備に関するヒアリング
 - ・ 法務省

③ R5.2.24 法務部会・司法制度調査会

- 性犯罪に対処するための刑事法の整備に関するヒアリング
 - ・ 法務省

④ R5.3.2 司法制度調査会

- 日本型共生社会実現に向けた取り組みの強化に関するヒアリング
 - ・ 新居 みどり NPO法人国際活動市民中心（CINGA）理事
 - ・ 出入国在留管理庁

⑤ R5.3.9 司法制度調査会

- 全ての人々が安全で安心して暮らすことができる社会の実現について（経済安全保障とインテリジェンス体制に関するヒアリング）
 - ・ 井形 彬 東京大学先端科学技術研究センター特任講師
 - ・ 公安調査庁
- デジタル化の一層の推進に関するヒアリング
 - ・ 法務省、最高裁判所

⑥ R5.3.24 司法制度調査会

- 全ての人々が安全で安心して暮らすことができる社会の実現について（困難を抱える方々に寄り添った司法の実現のための取組みに関するヒアリング）（刑法等改正に伴う現場の取組みに関するヒアリング）
 - ・ 法務省

⑦ R5.3.30 司法制度調査会

- 司法外交の展開に関するヒアリング
 - ・ 松田 邦紀 在ウクライナ日本大使
 - ・ 法務省

⑧ R5.4.13 司法制度調査会

- 提言（案）について